

# 開かれた学校づくりをめざして

- 学校評議員の効果的活用に向けて -



平成16年3月

山口県教育委員会

## はじめに

教育改革の大きなうねりの中、各学校が児童生徒や地域の実情に応じて創意工夫を凝らした特色ある学校づくりを主体的かつ積極的に展開することが強く求められています。また、このような特色ある学校づくりの具現化に当たっては、保護者や地域住民等との信頼関係のもと、家庭や地域社会と連携協力し、一体となって教育活動を展開することが何よりも重要であり、そのためには、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

言うまでもなく、開かれた学校づくりをさらに推進していくためには、

- 学校運営に関し、保護者や地域住民等の意向を把握し、反映すること
- 学校運営に保護者や地域住民等の協力を得ること
- 学校運営の状況等を周知するなど、学校としての説明責任を果たしていくこと

等が大切であり、このような観点から学校教育法施行規則等が改正され、学校評議員制度が導入されたところです。

また、完全学校週5日制の実施等を踏まえ、平成14年3月には小・中学校設置基準の制定（幼稚園及び高等学校設置基準は一部改正）により、各学校は、教育活動その他の学校運営の状況について自己点検、自己評価を行い、その結果の公表に努めるとともに、保護者等に対して積極的な情報提供を行うことが規定されるなど、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域社会と一体となって児童生徒の健やかな成長を図っていくことがより一層求められる中、学校評議員の果たす役割はますます重要となっております。

本県におきましては、各県立学校及び各教育事務所、各市町村教育委員会において、学校評議員の設置等について御尽力いただきました結果、平成15年度には、分校を含めた県内の全ての学校に学校評議員が設置されました。

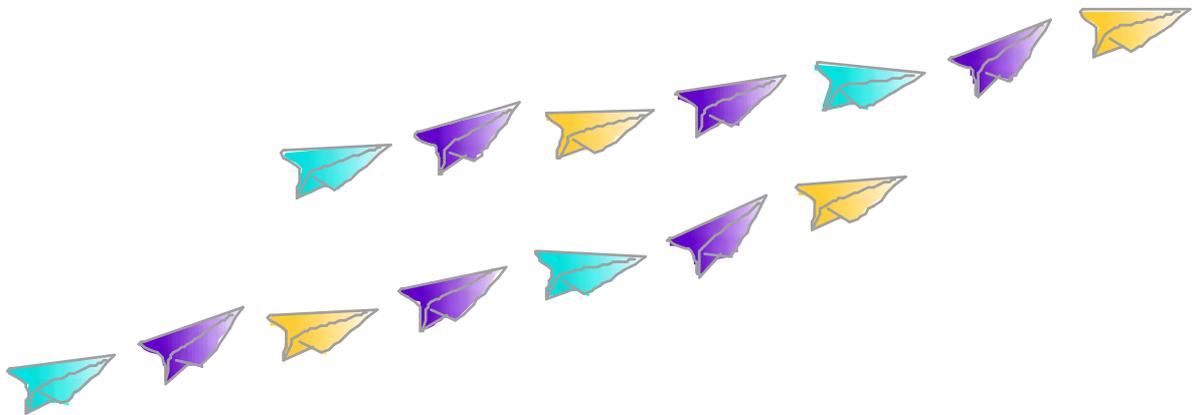
県教育委員会では、学校教育のさらなる活性化が図られるためには、この学校評議員制度の趣旨を踏まえた積極的な活用を図ることが必要と考え、この度、各学校の御協力を得て、学校評議員の活用についての特徴的な実践事例をまとめ、紹介することにいたしました。各学校におきましては、本事例集を十分に御活用いただき、保護者や地域住民から信頼され、開かれた学校づくりがより一層推進されることを願っています。



## 目次

はじめに		1
目次		2
学校評議員の効果的な活用に向けて		3
1 教職員間の共通理解の促進		4
2 学校評議員の選考		5
3 学校評議員への説明や情報提供		6
4 学校評議員からの意見聴取と学校運営への反映		7
5 家庭や地域への説明責任		8
6 学校評価への活用		8
学校評議員を活用した実践事例		10
1 校内研修会に学校評議員が参加した実践		10
	光市立光井中学校	
2 学校評議員が授業を参観した実践		13
	宇部市立岬小学校	
3 学校評価に学校評議員を活用した実践		16
	長門市立深川中学校	
4 地域や関係機関との連携・調整に学校評議員の協力を求めた実践		18
	小郡町立小郡中学校	
5 学校評議員の協力を得て地域の人材活用の促進を図った実践		21
	大島町立遠崎小学校	
6 保護者や地域住民へ学校評議員制度についての周知を図った実践		24
	下関市立西山小学校	
7 小・中学校合同で学校評議員会を開催した実践		27
	岩国市立岩国小学校	
8 学校評議員とPTA役員との合同会議を開催した実践		29
	玖珂町立玖珂中学校	
9 学校評議員の協力で地域や関係機関との連携が深められた実践		32
	県立熊毛北高等学校	
10 学校評議員の意見や助言を基に学校運営等の改善を図った実践		34
	県立宇部西高等学校	
11 学校評議員の意見や助言を基に地域との連携を深めた実践		37
	県立山口農業高等学校	
12 教職員へ学校評議員の意見の周知を図った実践		40
	県立宇部養護学校	
【参考資料】 学校評議員活用Q&A		42
山口県立高等学校等学校評議員設置要綱		44

# 学校評議員の効果的活用に向けて



- 1 教職員間の共通理解の促進
- 2 学校評議員の選考
- 3 学校評議員への説明や情報提供
- 4 学校評議員からの意見聴取と学校運営への反映
- 5 家庭や地域への説明責任
- 6 学校評価への活用

# 学校評議員の効果的活用に向けて

家庭や地域に開かれ保護者や地域住民等と一体となった、特色ある教育活動を展開していくためには、学校評議員制度の趣旨を踏まえ、より一層効果的な活用を図ることが重要です。

この制度を効果的に活用して学校教育を活性化していく上で、次のような点に留意することが大切です。

## 1 教職員間の共通理解の促進

各学校においては、学校評議員制度の趣旨や学校評議員からの意見・提言内容の取扱いについて、教職員間の共通理解を十分図っておく必要があります。

職員会議や校内研修会等の機会を利用して、この制度の趣旨についての理解を図るとともに、学校評議員からの意見や提言内容、また、それらを踏まえての改善の方向性等について教職員に知らせることで、共通理解を一層促進することが可能となります。

学校評議員制度が学校運営に与えた効果・影響（校数，複数回答：平成15年10月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	合計 (%)
学校運営の活性化	189(55.4%)	82(44.8%)	48(66.7%)	10(71.4%)	329(53.9%)
授業の工夫・改善	26(7.6%)	13(7.1%)	14(19.4%)	4(28.6%)	57(9.3%)
地域人材の活用	210(61.6%)	78(42.6%)	36(50.0%)	5(35.7%)	329(53.9%)
体験活動等の学習活動の充実	113(33.1%)	58(31.7%)	20(27.8%)	5(35.7%)	196(32.1%)
授業の公開	95(27.9%)	42(23.0%)	10(13.9%)	2(14.3%)	149(24.4%)
心の教育（道徳教育）の充実	45(13.2%)	20(10.9%)	7(9.7%)	1(7.1%)	73(12.0%)
生徒指導の充実	122(35.8%)	81(44.3%)	43(59.7%)	4(28.6%)	250(41.0%)
進路指導の充実	12(3.5%)	12(6.6%)	32(44.4%)	7(50.0%)	63(10.3%)
学校行事の公開	136(39.9%)	79(43.2%)	34(47.2%)	5(35.7%)	254(41.6%)
部活動の充実	25(7.3%)	33(18.0%)	23(31.9%)	1(7.1%)	82(13.4%)
家庭や地域との連携・協力	269(78.9%)	136(74.3%)	53(73.6%)	8(57.1%)	466(76.4%)
地域の関係機関との連携	217(63.6%)	109(59.6%)	41(56.9%)	9(64.3%)	376(61.6%)
保護者や地域住民への対応	170(49.9%)	93(50.8%)	41(56.9%)	7(50.0%)	311(51.0%)
その他	8(2.3%)	6(3.3%)	1(1.4%)	2(14.3%)	17(2.8%)

（その他の主な例）教職員の意識の変容、校長の意識改革、施設・設備の改善、不登校児童生徒への対応、学校評価の推進、教職員の綱紀保持

半数以上の学校で、「学校運営の活性化」に効果・影響があったと回答しており、学校運営に徐々に地域の意見が反映されつつあると捉えられる。また、「家庭や地域との連携・協力」、「地域の関係機関との連携」、「地域の人材活用」について効果・影響があったとした学校が多いことから、家庭や地域に開かれた学校づくりをめざす学校評議員制度のねらいが生かされていることがうかがえる。

## 2 学校評議員の選考

学校評議員制度は、校長が学校運営について保護者や地域住民等から幅広く意見を求めるものであり、いわば学校運営に関するアドバイザーやサポーターとしての性格を有するものです。その人選については、制度の趣旨を踏まえ、保護者や地域住民等の中から幅広く多様な意見が得られるよう、人数や職種等を考慮し、適切に行われることが必要です。

学校評議員の人数と男女構成比（人数：平成15年7月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	合計
人数	1,418人	760人	356人	69人	2,603人
男性(%)	985(69.5%)	530(69.7%)	284(79.8%)	46(66.7%)	1,845(70.9%)
女性(%)	433(30.5%)	230(30.3%)	72(20.2%)	23(33.3%)	758(29.1%)

延べ人数：分校において本校と同一の評議員に委嘱している場合がある  
 県内の学校評議員の総数は、2,603人で、男性が約7割、女性が約3割となっている。

1校当たりの学校評議員の人数（校数：平成15年7月1日現在）

	県立学校	市町村立学校	合計
4人未満	1(1.2%)	180(34.4%)	181(29.7%)
4～6人	85(98.8%)	343(65.5%)	428(70.2%)
7～9人	0(0.0%)	1(0.2%)	1(0.2%)
10人以上	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)

1校当たりの学校評議員の人数は、県立学校、市町村立学校ともに4～6人がもっとも多く、全体の70%を占めるが、市町村立学校においては、学校規模にもよるが、4人未満の学校も35%近くになっている。

学校評議員の職種等（人数：平成15年7月1日現在）

職種等	県立学校	市町村立学校	合計
保護者	74(17.4%)	220(10.1%)	294(11.3%)
自治会等関係者	26(6.1%)	297(13.6%)	323(12.4%)
企業関係者	60(14.1%)	119(5.5%)	179(6.9%)
社会福祉施設・団体関係者	30(7.1%)	386(17.7%)	416(16.0%)
社会教育団体関係者	13(3.1%)	360(16.5%)	373(14.3%)
学識経験者	25(5.9%)	295(13.5%)	320(12.3%)
同窓会関係者	56(13.2%)	86(3.9%)	142(5.5%)
その他	141(33.2%)	415(19.1%)	556(21.4%)

（その他の主な例）自営業、医師、他職種関係者、団体職員・役員、市町村の職員、地域住民（元PTAなど）

市町村立学校の方が、「自治会等関係者」、「社会福祉施設・団体関係者」、「社会教育団体関係者」など、地域と密接に関係した人選を行っている。県立学校は、「保護者」「企業関係者」「同窓会関係者」からの人選が多い。

### 3 学校評議員への説明や情報提供

学校評議員に意見を求めるためには、まず、その前段階として、この制度の趣旨を踏まえた上で、学校評議員に対して学校運営に対するビジョン、学校の教育目標、教育活動などの学校の様子を十分説明することが大切です。学校からの十分な説明や情報提供がないままでは、的確な意見や助言を求めることはできません。



また、説明や情報提供の方法についても工夫する必要があります。文書や口頭による説明だけでなく、学校評議員に来校していただいて、授業参観や学校行事への参加などにより、学校の様子を総合的に理解してもらった上で意見を求めるなどの工夫が大切です。

学校評議員に情報提供した内容（校数、複数回答：平成15年10月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	合計 (%)
教育目標(チャレンジ目標)・方針等	328(96.2%)	169(92.3%)	66(91.7%)	13(92.9%)	576(94.4%)
教育計画等	232(68.0%)	122(66.7%)	56(77.8%)	9(64.3%)	419(68.7%)
教育活動の状況	288(84.5%)	155(84.7%)	66(91.7%)	11(78.6%)	520(85.2%)
授業における児童生徒の様子	180(52.8%)	126(68.9%)	35(48.6%)	9(64.3%)	350(57.4%)
総合的な学習の状況	216(63.3%)	120(65.6%)	31(43.1%)	4(28.6%)	371(60.8%)
心の教育(道徳教育)の状況	167(49.0%)	91(49.7%)	18(25.0%)	2(14.3%)	278(45.6%)
生徒指導の状況	233(68.3%)	153(83.6%)	62(86.1%)	7(50.0%)	455(74.6%)
進路指導の状況	12(3.5%)	80(43.7%)	67(93.1%)	8(57.1%)	167(27.4%)
学校行事の状況	259(76.0%)	150(82.0%)	64(88.9%)	14(100%)	487(79.8%)
部活動の状況	9(2.6%)	137(74.9%)	58(80.6%)	1(7.1%)	205(33.6%)
開かれた学校づくりについて	277(81.2%)	124(67.8%)	44(61.1%)	9(64.3%)	454(74.4%)
その他	30(8.8%)	17(9.3%)	9(12.5%)	3(21.4%)	59(9.7%)

（その他の主な例）学校評価、学力向上対策、特色ある学校づくり、児童生徒の安全管理、教職員の綱紀保持

「教育目標(チャレンジ目標)・方針等」、「教育活動の状況」については、各校種ともに情報提供した学校が多いが、そのほかについては、校種ごとに特徴があり、小学校では「開かれた学校づくり」、中学校では「生徒指導の状況」、「学校行事の状況」、高等学校では「進路指導の状況」、「生徒指導の状況」、盲・聾・養護学校では「学校行事の状況」について情報提供した学校が多い。

## 4 学校評議員からの意見聴取と学校運営への反映

学校評議員は、多様な意見を幅広く求める観点から、合議制の機関ではなく、一人一人がそれぞれの責任において意見を述べるものとしていますが、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して意見交換を行い意見を述べることができる機会を設けるなどの工夫も必要です。

また、学校評議員からの意見や提言をその後の学校運営に具体的に反映させることが大切です。そのためには、学校評議員に対して実践につながるような、できるだけ具体的な意見や提言を求めるとともに、学校評議員からの意見や提言等について教職員全体で共通理解を図り、学校全体で具体的な改善方策を検討することが大切です。

### 学校評議員からの意見聴取方法（校数：平成15年7月1日現在）

	県立学校	市町村立学校	合計
学校評議員から個別に意見を聞いており、会合は開催していない。	25(29.1%)	30(5.7%)	55(9.0%)
学校評議員に意見を聞くための会合を開催している。	61(70.9%)	494(94.3%)	555(91.0%)
1～3回(校)	58(67.4%)	463(88.4%)	521(85.4%)
4～6回(校)	0(0.0%)	23(4.4%)	23(3.8%)
7回以上(校)	0(0.0%)	3(0.6%)	3(0.5%)
不定期(校)	3(3.5%)	5(1.0%)	8(1.3%)

9割以上の学校が学校評議員会など意見聴取のための会合を開いており、その回数は、県立学校、市町村立学校ともに、1～3回がほとんどである。

### 学校評議員に求めた意見（校数、複数回答：平成15年10月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	合計(%)
教育目標(チャレンジ目標)・方針等	260(76.2%)	130(71.0%)	50(69.4%)	10(71.4%)	450(73.8%)
教育課程	137(40.2%)	69(37.7%)	29(40.3%)	5(35.7%)	240(39.3%)
学習指導	127(37.2%)	61(33.3%)	49(68.1%)	6(42.9%)	243(39.8%)
心の教育(道徳教育)	163(47.8%)	76(41.5%)	21(29.2%)	2(14.3%)	262(43.0%)
生徒指導	233(68.3%)	142(77.6%)	60(83.3%)	6(42.9%)	441(72.3%)
進路指導	6(1.8%)	40(21.9%)	52(72.2%)	10(71.4%)	108(17.7%)
特別活動	83(24.3%)	51(27.9%)	40(55.6%)	3(21.4%)	177(29.0%)
部活動	4(1.2%)	92(50.3%)	40(55.6%)	1(7.1%)	137(22.5%)
家庭や地域との連携・協力の在り方	311(91.2%)	165(90.2%)	57(79.2%)	13(92.9%)	546(89.5%)
その他	34(10.0%)	26(14.2%)	13(18.1%)	2(14.3%)	75(12.3%)

(その他の主な例) 学校行事、施設・設備、学校評価、特色ある学校づくり、児童生徒の安全管理、教職員の網紀保持

小・中学校では、「教育目標(チャレンジ目標)・方針等」、「生徒指導」について意見を求めた学校が多いが、高等学校では、「生徒指導」、「進路指導」、盲・聾・養護学校では、「教育目標」、「進路指導」について意見を求めた学校が多い。「家庭や地域との連携・協力の在り方」については、全校種ともに意見を求めた割合が高い。

## 5 家庭や地域への説明責任

家庭や地域に開かれた学校づくりを進めるために、学校は、保護者や地域住民等に対して、様々な場や機会をとらえて、学校評議員制度の趣旨や学校評議員からの意見・提言等、また、それらを受けた具体的な改善方策について説明する責任があります。

保護者会や地区別懇談会等で説明したり、学校だよりやPTA広報紙等に「学校評議員コーナー」を設けて定期的に広報活動を行ったりするなどの工夫が大切です。

学校評議員制度に対する保護者等への周知（校数，複数回答：平成15年10月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	合計
行った	210(61.6%)	102(55.7%)	30(41.7%)	6(42.9%)	348(57.0%)
特に行っていない	131(38.4%)	81(44.3%)	42(58.3%)	8(57.1%)	262(43.0%)

小・中学校においては、学校評議員制度について保護者や地域住民等への周知を行った学校の方が多いが、高等学校及び盲・聾・養護学校においては、周知を行った学校の方が少なくなっている。

学校評議員からの意見・提言等を保護者や地域住民等に対して積極的に周知することにより、家庭や地域により開かれた学校づくりを推進する必要がある。

## 6 学校評価への活用

保護者や地域住民から信頼され、開かれた学校づくりをこれまで以上に推進するためには、各学校で実施される学校評価に学校評議員の協力を得ることが必要です。

評価結果を示して具体的な改善策について意見や提言を求めるだけでなく、教育活動の計画や評価項目の設定、評価の実施及び分析の段階など、P(計画)-D(実践)-C(評価)-A(改善)の全ての場面において学校評議員を積極的に活用することが大切です。

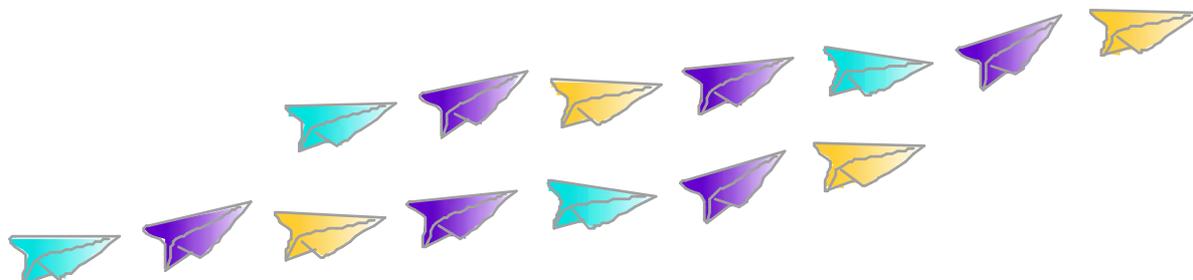
学校評価に関して学校評議員に協力を得た内容（校数，複数回答：平成15年5月1日現在）

	小学校	中学校	高等学校	盲・聾・養護学校	合計(%)
評価項目の設定	19(5.6%)	8(4.4%)	3(4.5%)	1(8.3%)	31(5.2%)
評価の実施	101(29.8%)	46(25.6%)	13(19.7%)	4(33.3%)	164(27.4%)
評価の分析	37(10.9%)	14(7.8%)	3(4.5%)	1(8.3%)	55(9.2%)
改善策の提言	239(70.5%)	128(71.1%)	50(75.8%)	8(66.7%)	425(71.1%)
特に協力は得ていない	64(18.9%)	39(21.7%)	15(22.7%)	3(25.0%)	121(20.2%)
その他	25(7.4%)	18(10.0%)	4(6.1%)	2(16.7%)	49(8.2%)

（その他の主な例）学校の現状の説明と意見聴取、保護者への助言・指導

評価結果を示して「改善策の提言」を受けている学校は、全体の7割に上るが、学校評議員による学校評価を実施している学校は全体の約4分の1程度、「評価項目の設定」、「評価の分析」に関して協力を得ている学校は1割以下と少ない。

# 学校評議員を活用した実践事例



小学校

中学校

1	校内研修会に学校評議員が参加した実践	光市立光井中学校	10
2	学校評議員が授業を参観した実践	宇部市立岬小学校	13
3	学校評価に学校評議員を活用した実践	長門市立深川中学校	16
4	地域や関係機関との連携・調整に学校評議員の協力を求めた実践	小郡町立小郡中学校	18
5	学校評議員の協力を得て地域の人材活用の促進を図った実践	大畠町立遠崎小学校	21
6	保護者や地域住民へ学校評議員制度についての周知を図った実践	下関市立西山小学校	24
7	小・中学校合同で学校評議員会を開催した実践	岩国市立岩国小学校	27
8	学校評議員とPTA役員との合同会議を開催した実践	玖珂町立玖珂中学校	29

# 1 校内研修会に学校評議員が参加した実践

光市立光井中学校

## 1 学校の概要

- (1) 本校は光市の中心部に位置し、光市役所をはじめとする公署、大手薬品会社、製鉄会社が校区にある関係で、保護者の職業は会社員、公務員等のサラリーマンが大部分であるが、近年、共働き家庭が増加するなど、家庭教育環境の上からも質的变化が見られるようになってきた。
- (2) 近年の家庭教育環境の変化に伴い、生徒の状況も変化を見せてはいるものの、大部分の生徒は恵まれた環境に育ち、温和である。また、進学意識が強く、学習意欲は比較的高いが一方で、より一層の気魄や自主性が望まれるところである。
- (3) 学校づくりの具体として、教職員の研修組織を「楽しさづくり委員会」「わづくり委員会」「仕事づくり委員会」とし、それに取り組む教職員の基本的態度を「見る、積み、意気」を合言葉として、3委員会では10項目の取組みにより、校是「伸びよう 素直に伸びよう みんな伸びよう」、学校教育目標「自主・気魄・協力」で示される生徒像、すなわち、「 $\square$ 」=自ら考え、成し遂げる生徒、「 $\square$ 」=常に鍛え、気魄をもつ生徒、「 $\square$ 」=一致協力し、思いやりのある生徒」の育成をめざしている。

### 【学校づくりの具体的取組み10項目】

楽しさづくり委員会	「読書の楽しさ」を（読書タイムなど） 「授業の楽しさ」を（指導方法の工夫改善） 「できる楽しさ」を（基礎基本の完全習得） 「生きかたを探る楽しさ」を （総合的な学習の時間＝「道」を究める）
わづくり委員会	生徒会行事充実で「和」を 交流体験学習等で「環」を 学年便り、情報通信活動で「輪」を
仕事づくり委員会	清掃活動の重視 総合的な学習の時間と結ぶ「勤労生産活動」 生徒自身による修繕整備など「ボランティア活動」

## 2 学校評議員の構成等

- (1) 設置年度 平成13年度。任期は1年、継続は3年を限度とする。
- (2) 職種等 公民館長、元校長、婦人会長、会社役員、前PTA理事

本年度は4名の交替があったが、委嘱に当たっては学識経験者（うち1人は元教員）、保護者代表、地域代表の構成及び男女の人数構成は変えないように配慮した。

### 3 綱紀保持研修会への学校評議員の参加

- (1) 学校評議員の方々に綱紀保持に関する校内研修会に参加していただき、学校の外からの御意見を伺うことが、教職員の意識を高めることにつながると考え、次のようなテーマを設定し、意見を聞かせていただくこととした。

「教職員の資質の向上のためにはどうすればよいか～特に不祥事の防止に関連して～」

(ア) 教職員に対して一般的に望まれること。

(イ) 今、光井中学校の教職員に望むこと。

(ウ) その他～不祥事の具体的な防止策等について～

- (2) 案内文書を発送して依頼するとともに、研修会の趣旨及び進め方等について電話で個別に説明を行った。
- (3) 校内研修会において、教職員に対して校長から、学校評議員の方々に校内研修会に参加していただく趣旨を以下のように具体的に説明した。
- ア 外部の方の意見を参考に、「私たち自身が学校という世界で生きていることの自覚」をより強くもつことを目的としていること。
- イ 学校評議員には守秘義務があり、個人のプライバシーに係る内容等について外部に出ることはないこと。
- (4) 学校評議員に対して、校長から以下のように情報提供をした後、教職員との協議を行った。
- ア 県内で起こった校長や教職員の不祥事について、新聞記事等を示し、事件の概要や学校側の対応等について説明した。
- イ これまでに実施した綱紀保持に関する校内研修会での「確認事項」「努力事項」「申し合わせ事項」等について説明を行った。

### 4 学校評議員からの意見等

- (1) 教職員の資質向上について

民間企業での新入社員研修は「ものの見方、考え方」について鍛え、学ぶ。学校ではこのことについて教えることが少ない。

教員は「人づくり」ということが使命であり、それに伴う「ものの見方、考え方」がある。大学を出たら、すぐに「先生」ということで、「ものの見方、考え方」を磨くことを怠っていないか。

先生の仕事はスパンの長い、なかなか成果の出ない仕事と認識しているが、先生自身も画一的にならず、いろいろな色が出せるよう、個性を磨くことが大切。

「子どもを信頼し、えこひいきなしに、公平な見方ができる教師」でなければならない。

## (2) 教職員の綱紀保持について

「一人一人の行動」が大きな要素。教師はすべからく保護者及び生徒から尊敬されねばならない。教師は2つの眼しか持っていないが、30人の生徒は60の眼で教師を見る。「見つめている眼」を自覚してほしい。

企業では、お客さん、社員、地域、株主(オーナー)の4つの柱で考える。教育ではまず、「お客さん」に当たる「生徒」に留意してほしい。不祥事などの場合の対応も同じである。

教職員である前に、一人の人間であるという気持ちを忘れず、自己研鑽、資質の向上への努力を継続してほしい。

## (3) 教職員一般に望むこと、光井中学校教職員に望むこと

生徒にはいろいろなことを体験させることが必要、「心は体験を通さなければ育たない」。教員も、子どもも地域での体験がいる。

(思い上がりを廃し)「いかに力がないか」「知識がないか」を反省する存在でなければならない。それが相手の気持ちになって考えることにつながる。

## (4) 教職員との意見交換

生徒に企画力と討論する力を育てていこう。将来の大きな力になると信じるから。

地域人材の活用で総合的学習の時間を特色のあるものにしていこう。その道の達人に協力していただきながら、教師自身のもっている「免許教科以外の裏の力(例えば華道、茶道、空手等)」を発揮していくことも考えよう。

## 5 活用の成果

(1) 「学校」という世界は横並び社会である。ピラミッド型社会の企業で生き抜いてきた方、現に生きていらっしゃる方の意見は、インパクトが強く、「厳しさ」が求められるという意識を教職員がもった。

また、5人の学校評議員それぞれの立場から、また、いろいろな角度からの意見表明であったので、学校経営の見直しの参考になった。

(2) 本校教育に関するさまざまな地域の声を、責任ある立場で整理して意見表明をいただいたので、「期待と要望」を真摯に考えることができた。

## 6 反省点と今後の課題

(1) 本校の置かれている地域的な特色として、校区内に1小学校、1中学校、1公立高等学校、1私立高等学校があり、地域の学校教育に対する関心が非常に高いことが挙げられる。地域人材も豊富であり、情報の共有のみならず、よりよい連携、小・中・高の行動連携を模索する必要があると感じている。

(2) 今回は「綱紀保持」「教員の資質向上」をテーマとして、学校評議員だけに参加していただいたが、今後は、より広範に保護者を交えた会合を企画し、「開かれた学校づくり」を推進していくことが課題である。

## 2 学校評議員が授業を参観した実践

宇部市立岬小学校

### 1 学校の概要

学校は、市の南端に位置し、大正7年10月に開校した。今年85年目を迎える。校区は、街地区と岬八王子地区に大別される。街地区は、かつて炭鉱従事者と商人の街として繁栄をみたが、昭和43年の炭鉱閉山とともに、商業を主とする街に変わりつつある。岬八王子地区は、漁業・海苔養殖業などが盛んな地域である。

本校は、昭和39年に特殊学級（知的障害学級）を開設し、言語障害学級・聴覚障害学級・情緒障害学級・肢体不自由学級と順次開級し、市の特別支援教育のセンター校になっている。

#### 学校教育目標

児童一人一人のよさや可能性を引き出し、人間性豊かな心とたくましい身体をもち、進んで学び解決しようとする「岬っ子」を育成する。

めざす児童像 「やさしく・元気な・考える子」

やさしい子 「み」 みんなに思いやりのある子

・豊かな心をもち、決まりを守り、みんなと仲良くする。

元気な子 「さ」最後までがんばるやる気のある子

・たくましい心と身体で、最後までがんばり抜く。

考える子 「き」聞いて考え解決しようとする子

・進んで学び、よく考え、工夫し、解決する。

### 2 学校評議員の構成

宇部市では、開かれた学校づくりのための学校評議員を平成13年度から設置した。評議員運営規程の第3条で、評議員の任期は、委嘱の日から年度末までの1年とし、ただし、3年を限度として再任することができる」と定めている。

#### 評議員の構成

役 職	推 薦 の 理 由	評議員年数
社会福祉協議会長	校区社会福祉協議会長	3年
元教員（特別支援教育）	市の特別支援教育の先駆者であり指導者	3年
民生主任児童委員	校区の主任児童委員・子ども委員会委員	2年
幼稚園副園長	元PTA会長・校区の幼稚園代表	2年
連合自治会長	校区連合自治会長・人権教育推進委員	1年

### 3 学校評議員への情報提供（説明）内容

学期の始めに学校評議員の入れ替えがあるため、顔合わせの意味を含めて5人全員に集まっていた。そこでは学校経営等の説明を行い、学校評議員の方々からは情報

交換という形で地域での児童の様子をうかがった。

特に重点をおいていることは、本校の人権教育を理解してもらうことと学校での人権教育の成果が家庭や地域でどう生かされているのかという情報交換の場としていることである。

学校での情報交換は、学期に1回程度であるが、岬小校区では他に、学校の方から地域の行事に参加する機会が多い。学校評議員に出会わない会合はないといってよいくらいであり、その都度情報を得ている。

家庭を含めた児童の問題になると、連合自治会長と地区の民生委員等を兼務されており相談しやすいので、直接電話で学校評議員に相談することが多い。また、長欠児童の様子については、主任児童員を兼ねている方に直接電話して相談している。

いずれにしても個々に相談した案件については、全員参加の学校評議員会の席で説明するようにしている。

#### 4 学校評議員の活動状況

学校では毎月1回、保護者参観日として授業参観あるいは学級懇談を行っている。今年度は11月に人権教育参観日を実施するので、その運営（授業時間、講演・講師等）について計画を立てた。

保護者会の案内を各家庭に配布するとともに、例年、校区人権教育推進委員に授業参観の案内をしている。今回は学校評議員にも授業参観をしてもらうことにした。

学校評議員に授業参観をしていただくねらいは、各学年の発達段階に応じて、「人権の問題」をめくり、子どもたちが人としての生き方を学ぶ姿をつぶさに見ていただくことである。

各学年の資料名・ねらいを一覧表にしたものを当日配布し、それを手に各教室を参観していただいた。

授業参観後、学校評議員から次のような感想をいただいた。



高学年においては、人権教育に対して「テーマ」毎にいろいろな考え方が次々に出ていて、授業を重ねる度に、あらゆる人権に対する問題を理解させるのに大切な教育だと思っております。

総じて、授業態度は良好と思いますが、もう少し大きな声で発言したら聞き取りやすかったと思っております。

子どもたちと手をつなぎ合って、遊戯したのは初めてのことでしたが、嬉々とした顔を見たとき、改めて教育の大切さを感じ輪の中に入ることができた自分も、この教育を受けたお陰だとありがたく思っております。ここで教えておられる先生方に感謝いたしております。



## 5 活用の具体的成果

12月に校区人権教育推進協議会の主催する地区別懇談会が行われた。これまで、人権教育について、学校ではどのように取り組んでおられるのかとよく尋ねられた。今回は、その場に学校評議員も参加されており、授業参観をされた時の様子を話していただいた。

このことにより、他の推進委員に学校での人権教育を理解していただいたことは、とても有意義であった。また、1月下旬の日曜日に行われた「岬校区人権教育推進大会」において、児童が作文を発表したことも、本校の人権教育を理解していただくことにつながったと考えている。

### 人権教育推進協議会での学校評議員の発言

人権教育の授業では、子どもたちが思いやりの心について、しっかりと学んだことと思いますが、授業の時だけではなく日常生活で生かされていないと、何にもならないと思います。子どもたちの地域での日常の言動を見ていると、疑問に思うことが多々あります。家庭生活では、親と子がしっかりと向き合い、教育(共育)していかなければならないし、学校生活においても先生方の日々の指導が必要だと思います。思いやりの心をもったしっかりした子どもたちを、家庭と学校が協力して育てることが大切で、子どもの成長する姿をずっと見守っていききたいと思います。

## 6 反省点と今後の課題

学習指導要領では、体験的な学習や問題解決的な学習が重視され、特に「総合的な学習の時間」では、地域の人々の支援を受けたり、身近な学習環境を積極的に活用したりするなど、家庭や地域の方々の協力が必要になってくる。そういう意味においても、地域を代表する学校評議員に直接学校の授業を参観いただいたことは意義深いものがあつた。また、学校の取り組みや児童の様子等を地域に広めていただくよい機会になった。

学校評議員制度は、校長が学校外からの意見を聞く場であり、また学校運営上の理解を求める場にもなっている。

地域に開かれた学校づくりをするためには、何よりもまず学校が地域に働きかけ、協力していかなければならない面が多々ある。教職員一人一人がこのことを自覚し、地域に積極的に働きかけることが大切である。

地域と共に子どもの教育活動を展開していく学校としては、学校評議員制度のさらなる活用の方法を探っていきたいと思う。

## 3 学校評価に学校評議員を活用した実践

長門市立深川中学校

### 1 学校の概要

深川中学校は長門市の中心部に位置し、本校は生徒数410人、学級数15学級、大畑分校は生徒数20人、学級数4学級である。

「勤学」<見るもの聞くもの事々物々残らず師匠として学問のたよりと為すべし学問書籍の上には之無きと知るべし：村田清風>の校訓の下、確かな学力の向上に向けて、きめ細かな指導、生き方指導、学校評価など様々な角度から研究を進めている。

### 2 学校評議員の構成

(1) 設置年度 平成13年4月から長門市全体の小・中学校で一斉に設置

(2) 人数及び職種、性別

本校6人、分校3人の学校評議員は、元PTA関係者、元学校関係者、事業主、会社員、団体役員、主婦からなる男性6名、女性3名で構成され、本校は比較的若い年齢層、分校は地域を熟知した比較的高い年齢層からなる。

### 3 学校評議員への情報提供（説明）内容

学校評議員は比較的早く設置はしていたが、その運営・活用は必ずしも十分とは言えない状況であったので、今年度の学校経営方針の1つに「学校評価に基づく開かれた学校づくり」を掲げ、「学校自己評価と外部評価による学校運営・教育活動の改善」「学校評議員への積極的な情報提供と活用」を重点課題として取り組んだ。

学校評議員に対して情報提供や説明を行った内容については、以下のとおりである。

- ・本年度の経営方針、重点的な取組み
- ・方針や重点の実現に向けた教育課程の編成と運用
- ・生徒の現状と生徒指導の方針
- ・行事予定や各種教育活動の計画
- ・学校評価の意義と学校評価の方針、実施計画及び評価項目の設定方法
- ・学校評価（内部・外部）の結果と考察
- ・結果と考察を基にした学校経営や教育活動の改善策・見直し策とマニフェスト 等

### 4 学校評議員の活動状況 ～学校評価への活用～

学校評価を実施するに当たり、よりよい学校評価システムとするために、評価の各段階において学校評議員から意見聴取を行いながら、次のように進めていった。

(1) 学校評価実施計画の作成及び実施体制の整備

学校評議員会において協議し、以下のことについて確認した。

- ・学校評価については、2学期末までに実施及び考察を行い、3学期当初から学校経営や教育活動の改善策を練る。

- ・ 2月下旬～3月上旬までに見直し策・改善策を策定して、次年度の学校経営や教育活動の改善に生かす。
- ・ この見直し策・改善策の到達点を保護者や地域住民に伝えることにより、信頼関係を築いていく。

これらの確認事項に基づいて、学校評価の実施方針、実施計画、評価委員会の設置などについて、提案し、再度、学校評議員から意見を聞いた。

#### (2) 保護者や地域住民への評価項目の設定

次に、保護者や地域住民による評価の評価項目について学校評議員から意見聴取を行い、学校評価委員会において作成した評価項目の修正を行った。そして、再度、学校評議員に検討してもらい、評価を実施した。

#### (3) 改善策への提言

教職員及び保護者等からの評価結果と考察を示し、意見をうかがった。また、それらを基にして学校経営や教育活動の改善策・見直し策を示し、再度、意見をいただいた。

今後は、この改善策などの帰着点・到達点をマニフェストの形式で明らかにして示していきたい。

### 5 活用の成果

(1) 学校評議員が地域での相談役であることから、保護者や地域住民への評価項目の設定について意見を聴取したが、大変参考になった。

(2) 地域の人たちから見えるのは、生徒の登下校の状況や総合的な学習、職場体験学習、その他校外の様子が主であることから、「地域住民から見える生徒の状況で評価項目を設定するとよいのでは」という意見をいただいた。

(例)「この学校の生徒は、地域でも、明るいあいさつをよくしている。」

(3) 教職員や施設設備に対する評価についても同様で、「学校教育目標を知っておられますか」というような質問をしても地域住民は答えられない。また、地域住民への質問の数は10個以内が妥当である等の意見をいただいた。

(4) 元PTA、元学校関係者などの学校評議員からは、「これまでの反省も含めてではあるが、学校は目標はよく作るがその結果は明確にされない。こうして、保護者や地域住民による評価を実施し、その結果を公表することは信頼回復につながる」という意見をいただいた。また、事業主からは、「私どももこのようなことを行いながら信頼関係を築いているのであり、こうしたことは当然のことである」等の意見をいただいた。

### 6 反省点と今後の課題

学校評価は、今年度から手探りの中で実施してきているところであり、現時点では次のような点が課題である。

(1) 現段階では、学校評議員を「学校評価委員会」の一員に加えないで意見を聴取しながら進めているが、今後は、学校評議員を学校評価委員会の一員とすることも検討したい。

(2) 保護者や地域住民による評価項目について、保護者や学校評議員が作成する体制づくりも模索していきたい。

(3) 今後、学校評価だけでなく、地域における応援団、地域の立場からの提言者としての学校評議員を様々な場面で活用していきたい。

## 4 地域や関係機関との連携・調整に学校評議員の協力を求めた実践

小郡町立小郡中学校

### 1 学校の概要

#### (1) 学校の特徴

本校は、生徒数760名、学級数22の県下でも有数の大規模校である。1町1校の中学校として、町民の中学校への関心、期待も強く、次のような研究指定や事業を受け、新しい教育活動の創造に向け、先進的な取組みをしている。

先進的教育用ネットワークモデル地域事業（文部科学省）H11～15年度

ボランティア活動普及事業（山口県社会福祉協議会）H13～15年度

学力向上フロンティア事業（文部科学省）H14～16年度

山口県統計教育推進事業（山口県統計協会）H15～16年度

中国鄒平県実験中学との交流事業（小郡町・中国鄒平県）H7年度～

国際交流事業（山口国際交流協会）H14アフリカ、H15パプアニューギニア

#### (2) 小郡中学校の生きる力、めざす生徒像、めざす学校像

本校は次のように、生きる力、めざす生徒像、めざす学校像を設定し、日々の教育実践に取り組んでいる。

小郡中学校の生きる力	・自分を見つめる力	・他者とつながる力	・自分を育てる力
めざす生徒像	・探求する生徒	・あたたかい生徒	・たくましい生徒
めざす学校像	・進取する学校	・ふれあう学校	・育む学校

### 2 学校評議員の構成

本校の学校評議員は、平成14年度に設置され、次のように構成されている。

(1) 人数は5人以内、校長が推薦し、教育委員会が任命する。

(2) 任期は委嘱の日からその年度末までとする。ただし、3年を限度として、再任することができる。

(3) 構成員、諮問・依頼事項については次のとおりである。

所属・役職等	諮問・依頼事項等
前PTA役員・校区代表	地域の声を聞き地域の方々との連携に助力をお願いする。
商工会議所代表	職場体験の在り方を尋ねるとともに助力をお願いする。
福祉施設代表	福祉教育の在り方を尋ねるとともに助力をお願いする。
警察署代表	生徒指導の在り方を尋ねるとともに助力をお願いする。
町体育協会代表	今後の部活動の在り方を尋ねるとともに助力をお願いする。

### 3 学校評議員への情報提供（説明）内容

年度初めに、学校評議員会を開催し、委嘱状を交付するとともに、学校評議員制度について、依頼事項について、学校づくりプランについての説明を行った。

の学校づくりプランについては、平成15年度は、次に示すように、今後の5年間の学校の課題と前年度の学校自己評価等の説明を行った。

## 小郡中学校 学校づくりプラン

5年間の課題	前年度の評価・反省 良くなった 改善が必要
基礎・基本の徹底を図る指導法の研究	各教科の評価基準表などの作成により、教育課程がスムーズに実施された。 習熟度に応じた選択教科の履修が可能になった。 評価項目は、実践的な研究による修正が必要である。
少人数指導の推進	英語1年、理科2年の実施で、すばらしい結果がでた。 数学を含め、全学年・全時間の少人数指導が望ましい。
情報教育の推進	週1時間の実施と補助員の配置により効果的な指導ができた。 コンピュータ教室の増設により情報教育の一層の推進を図る。
豊かな心づくりの推進 (職場体験・福祉教育・生徒指導等)	道徳・学活の時間確保が可能となり、効果的な指導ができた。 体験的な活動が不足している。(学校評議員に諮問・依頼) 3領域一覧表の完成が待たれる。
図書館教育の推進	試験前の開放により、利用率があがった。 効果的な利用法の調査・研究が必要である。
部活動の充実	活発に活動した。 教員による専門的な指導には限界があり、部外コーチの検討が必要である。(学校評議員に諮問・依頼)

### 4 学校応援団としての学校評議員の活動状況

年度始めに学校評議員全員に集まって意見をいただいた後は、学校評議員それぞれの専門性や地域のネットワークを生かし、学校応援団として活動をしてもらっている。また、随時、学校評議員と連絡を取り、次のような意見や助力をいただいている。

- (1) 地域の声を聞き地域の方々との連携に助力をお願いする(前PTA役員・校区代表)  
前PTA役員というネットワークを生かし、卒業生及び在校生の情報を学校に届けてもらったり、保護者の相談にのってもらっている。また、地域の方々に呼びかけをしていただき、多くの方々から生徒へ励ましの声かけをしてもらっている。
- (2) 職場体験の在り方を尋ねるとともに助力をお願いする(商工会議所代表)  
職場体験の趣旨について、働くことの厳しさも理解させたいという学校と学校評議員の思いから、従来半日であった職場体験を、平成14年度から3日間にした。  
また、各種の新規実習先の紹介をいただいている。
- (3) 福祉教育の在り方を尋ねるとともに助力をお願いする(福祉施設代表)  
生徒会のボランティア活動として、休日や夏休みの老人ホーム訪問、独居老人への暑中見舞い状・年賀状の送付などを行っているが、事前の計画や実施について助言をいただいている。福祉の心について、教職員も生徒も学ぶことが多い。
- (4) 生徒指導の在り方を尋ねるとともに助力をお願いする(警察署代表)  
生徒の校外生活の様子や安全について、情報を得たり、指導について気軽に相談にのっていただいている。  
平成14年度は不祥事に関する職員の研修にも参加していただいた。

- (5) 今後の部活動の在り方を尋ねるとともに助力をお願いする(町体育協会代表)  
学校評議員に外部コーチを紹介していただき、現在4つの運動部で8名の方に、外部指導者として専門性を生かした指導をしていただいている。

## 5 活用の成果

### (1) 学校評議員の意見を反映した事項

生徒会や職員が共同で取り組むさわやかな朝のあいさつ運動

中学生にあいさつをしても返事が返ってこないという地域の声があることを学校評議員からうかがい、生徒会と教職員で朝のあいさつ運動を充実することにした。

生活委員会が全校生徒に呼びかけるとともに、生徒会役員は、登校時に正門と裏門に立ち、学級担任は教室で、副担任は生徒昇降口で、登校する生徒をさわやかなあいさつで迎えるようにした。

社会人としてのマナーや厳しさを学ぶことに力点を置いた職場体験の充実

従来、職場体験は半日であった。学校評議員より、職場体験の目的について質疑があり、生徒の進路選択能力を高めるとともに、職業観の形成、社会人としてのマナーの育成等もめざしているという学校の説明から、職場体験の日数を増やすことを提言していただき、平成14年度から職場体験を3日間に延長した。



職場体験の様子

休日や夏休みを利用した老人ホームでのボランティア活動

学校週5日制が完全実施され、生徒の休日の過ごし方として、特別養護老人ホームの清掃や草取りなどのボランティア活動もできることを紹介していただき、現在、生徒会が窓口になり呼びかけや募集を行っている。

### (2) 教職員、生徒、保護者の意識の変化、地域の人々の反応

教職員や生徒にとっては、学校評議員からそれぞれの専門性を生かした情報や提言、助言をいただけるので、教育活動の充実に学校評議員を有効に活用したいという思いがある。

保護者や地域の人々も学校評議員に学校の教育活動への質問や相談をし、学校評議員からも積極的に、保護者や地域の人々の声を学校に届けていただいております、学校と地域の連携に効果を上げている。

## 6 反省点と今後の課題

本校では、学校評議員制度を平成14年度に始めたばかりであり、学校評議員の活動状況については、保護者や地域の人々には十分周知できていない。前PTA役員を学校評議員に加えていることから、少しずつではあるが、保護者や地域の人々の理解が深まっている。学校評議員の活動状況について、積極的に広報する必要があると考える。

また、本校に従来からある教育モニター制度(保護者や地域の人々からの生徒の状況報告、意見、提案など)と併せて、この2つの制度をより効果的に機能させ、地域に開かれた学校づくりを推進していきたい。

## 5 学校評議員の協力を得て地域の人材活用の促進を図った実践

大畠町立遠崎小学校

### 1 学校の概要

#### (1) 学校の特徴

本校は、児童数25人、教職員数8人、低・中・高学年複式3学級の学校である。大畠町の西端にあり、柳井市と接し、北は琴石山を仰ぎ、南は瀬戸内海に面して、気候温暖な恵まれた自然環境の中で、住宅と田畑が混在する地域である。

また、校区内には、遠崎幼稚園や特別養護老人ホーム「大畠苑」がある。保護者や地域の人々は、教育に対する関心が極めて高く、郷土の偉人である僧月性げつしょう創設による清狂草堂（時習館）の流れを汲み、学を重んじ剛健な気風を尊ぶ気概がある。

#### (2) 学校教育目標

人間性豊かで創造性に富み、社会の変化に主体的に対応できる心身ともにたくましい「遠崎っ子」の育成を図る。

#### (3) めざす児童像

夢と知恵と情熱にあふれる遠崎っ子

<すなおな子> なかよく助け合い、すなおで心豊かな子

<考える子> 自ら学び、よく考える子

<つよい子> 健康でたくましく、がんばる子



### 2 学校評議員の構成等

平成14年度に設置し、平成15年度は次の5人で構成している。

農業、遠崎小学校ふれあい田管理委員、「もち米づくり」代表年間指導者

神職、元PTA会長、ふれあい田管理委員、「剣舞」指導者、保護司、人権擁護委員会社員、元PTA会長、ふれあい田管理委員、町子連副会長、遠崎月性剣舞保存会

公務員、元PTA副会長、遠崎月性剣舞保存会

会社員、前PTA副会長、遠崎月性剣舞保存会

### 3 学校評議員への情報提供内容

#### (1) 第1学期に第1回学校評議員会を開催し、後日、教職員へ意見等を伝えた。

委嘱状の交付、学校評議員制度について説明（大畠町教育委員会教育長）

学校経営について（学校経営概要と要覧配布、年間活動計画説明、支援依頼）

情報交換会 学校と地域との関係について、広い立場から情報収集の場とする。

・学校や地域の歴史、元PTA活動、学校に寄せる地域の願いや思いなど

・昔の子どもの様子や近況（子どもの校外での生活や遊び、危険場所）など

#### (2) オープンスクールとして「開かれた学校」を推進しているので、学校評議員へ毎月発行の「学校だより」はもちろん、毎月の授業参観日や特色ある行事、教育活動などの案内状を届け、参観や参加をしていただき、その都度、感想を尋ねたり、アンケートを実施したりしている。

また随時、本校の教育活動や子どもたちの様子などについて、いろいろな気付きや意見など気軽に貴重な情報交換をしている。

- (3) 第3学期の最後の会においては、本年度の学校教育活動の取組みについて報告会を開き、成果や課題について話し合い、来年度の方向付けについて情報収集をする。

#### 4 学校評議員の活動状況 ～地域の人材活用に関して～

本校では、いつでも誰でも子どもたちの様子が見られるよう、フリー参観を積極的に進めている。毎月の授業参観日や地域を巻き込んだ豊かな体験活動などの案内状を届け、機会ある毎にいろいろな活動に参加いただく中で子どもたちと一緒にふれあいながら具体的な指導や専門家としての支援をいただき、大いに子どもたちの励みとなっている。また、教職員にとっても気軽にアドバイスや率直な意見をいただいて、次の教育活動へと生かしていくことができる。

例えば、4月の入学式、5月のパイキング給食、6月の田植え、7月のソーメン流し、8月のふれあい除草作業、9月の剣舞、秋季大運動会、稲刈り、10月の稲こき、ハロウィンパーティー、11月の人権教育参観日、学校保健委員会における講演会、12月のもちつき集会、ふれあいいちよう祭り、正月輪飾りづくり、歳末クリーン作戦、2月のお別れ学習発表会、3月の卒業式など年間を通して教育活動に多大な指導と支援をいただき、本校の特色ある教育が活性化している。

特に年間を通じてお願いしていることは、「もち米づくり」を中心にした稲作勤労生産体験活動と僧月性の「壁に題す」の剣舞伝承活動にかかわる指導者である。

本校では、昭和63年から16年間にわたって、学校田における「もち米づくり」と昭和59年から20年間の長きにわたって、僧月性の「立志の詩」剣舞の伝承文化を引き続いて実施している。これらの教育活動の継続は、子どもたちが学校の誇りとし、保護者や地域の人々の熱い願いも込められており、地域に根ざしたすばらしい実践であると教職員自身が自負して、毎年全校一丸となって熱心に取り組んでいる。

この歴史ある体験活動をさらに発展していくためには、地域の人材活用を有効に図る必要がある。平成14年度から「遠崎小人材バンク」を立ち上げ、多くの方々の支援をいただいている。その中で、

学校評議員にも「もち米づくり」と「剣舞」の指導者として学校教育への強力な支援をしていただいていることは、誠にたのもしい限りである。



ふれあい田での田植え（6月）

#### (1) 「もち米づくり」の稲作勤労生産体験活動にかかわる支援

本校では、平成13年度より学校に隣接する場所に移転した「遠崎小学校ふれあい田」6アールを有し、年間を通して稲の栽培を管理するため、地域の方に「遠崎小学校ふれあい田管理委員」として協力を求めた。

5月に全校の子どもたちの手で苗床にもみまきをする活動から始まり、各自が水やりを分担し合いながら、6月の田植えまで子どもたち自身で大切に育苗している。

その間、ふれあい田の田おこし、しろかき、除草、消毒、水の管理などをふれあい田管理委員に大変お世話になっている。子どもたちは、「大いちょうの先生」と呼んで、とても親しみを抱いている。

田植えの当日には、子どもたちは早乙女姿で、保護者や地域の方々と一緒になって、ふれあい田管理委員の教えをもとに、丁寧に苗を植え付ける体験をすることができる。

また、9月の稲刈り、10月の稲こき、12月のもちつき集会や正月輪飾りづくりなど、子どもたちと保護者や地域の方々を巻き込んだ豊かな体験活動を推進するに当たって、親切で分かりやすい指導や気配りの行き届いた温かい支援をいただいている。

## (2)「剣舞」の文化伝承活動にかかわる支援

僧月性の心を本校教育に生かすため、「立志の詩」の朗唱や「剣舞」の伝承を学校評議員にも指導をいただきながら豊かな体験活動として継承している。

夏休みの特別養護老人ホーム訪問や秋季大運動会、第3学期のお別れ学習発表会などで子どもたちが発表するとともに、PTA研修活動として運動会において披露しようと保護者の練習にも熱が入っている。



ふれあい田での稲刈り(9月)



PTAによる剣舞の演技(9月)

このように、年間を通して、学校評議員の指導や支援をいただきながら、いろいろな発表の場と機会をとらえ、地域文化の誇りとして意欲的に発信している。

## 5 活用の成果

- (1)「もち米づくり」では、ふれあい田管理委員の方の長年の知恵と専門の技術による指導と支援により、すばらしい稲作勤労生産体験活動が実践できると考える。
- (2)学校評議員をはじめとする地域の方々の力添えで「もち米づくり」や「剣舞」など特色ある豊かな体験活動を通して魅力ある学校づくりを推進することができ、子どもたちや教職員、保護者、地域の人々がふれあいながら、ふるさとのよさを感じ、ふるさとに生きる喜びを実感し、ふるさとを大切に守り育てようとする「ふるさとを愛する心」が育まれている。

## 6 反省点と今後の課題

今後一層、地域のよさを生かし、開かれた学校づくりを積極的に推進するためには、学校評議員をこれまで以上に積極的に活用する中で、地域の方々の学校に期待する熱い思いや願いを受け止め、また、子どもたちや地域の様子などを把握し、学校教育に十分反映させていきたい。

## 6 保護者や地域住民へ学校評議員制度についての周知を図った実践

下関市立西山小学校

### 1 学校の概要

本校は児童数418人（13学級）、教職員数20人の学校で、下関市彦島に位置し、東部は二つの工場を中心に発展し、西部は温室栽培に代表される園芸農業、南風泊港における沿岸・沖合漁業及び海産物加工業が営まれ、活況を呈している。また、歴史的文化財や自然景観にも恵まれ、地域住民の教育への関心は高く、学校に対して協力的である。

学校教育目標「創造性に富み、情操豊かで、社会の変化に対応できる、心身ともにたくましい子どもの育成」の下、今住んでいる地域、環境を好きになってほしいとの願いから、チャレンジ目標・基本的な経営方針として、郷土が好きになる教育の推進、児童が「学校が楽しい」と思える学校づくり・地域から信頼される学校づくりに努めるの2点を上げて、家庭や地域社会との連携に努めている。

### 2 学校評議員の構成等

学校評議員を、連合自治会長、PTA会長、下関文化協会講師、児童クラブ指導員、地域の有識者の計5人に委嘱（任期は平成15年6月1日～平成16年3月31日）した。

### 3 学校評議員への情報提供（説明）内容

6月18日に学校評議員会を開催（学校評議員4人と校長、教頭、教務主任が出席）し、委嘱状を交付するとともに、学校要覧をもとに学校経営について以下の点について説明した。また、学校評議員からは、地域での児童の様子等について情報提供をいただいた。

#### （1）学校教育目標

「創造性に富み、情操豊かで、社会の変化に対応できる、心身ともにたくましい子どもの育成」

#### （2）めざす児童像

- かしこく ～自ら学ぶ児童
- やさしく ～明るくて思いやりのある児童
- たくましく ～健康で元気で活動する児童

を掲げ、具体的な実践項目を設けて達成に努力している。

#### （3）チャレンジ目標・基本的な経営方針（前述）

#### （4）指導上の努力点

地域に結び付いた学校教育の推進

- ・家庭・地域社会への学校教育目標の浸透と連携のとれた教育活動を推進する。（学校評議員の積極的活用）
- ・開かれた学校づくりのための情報発信



学校花壇

- ・リーダーバンクの発掘と活用
- ・幼稚園・保育園との連携
- ・休日における児童のすごし方の指導と保護者への啓発（社会教育活動の紹介等）  
教職員の研修の充実
- ・地域の史跡探訪と地域行事への積極的参加

(5) その他

- ・保護者、地域との連携につとめていくこと
- ・重点目標に係る年間行事予定について
- ・「学校だより」「校長室つうしん」の戸別配布について

4 学校評議員についての保護者や地域住民への周知

まず、学校評議員制度について、6月10日発行の「校長室つうしん」第5号を通して保護者や地域の方々に周知した。そして、学校評議員会の開催後、6月20日発行の「校長室つうしん」第6号で学校評議員からの意見や提言をお知らせした。

【「校長室つうしん」第6号の内容（一部）】

学校評議員会を18日に開催しました。その中で以下の項目について話を聞き、次のようなご意見をうかがいました。

**西山海水浴場の今後について** ・名称を変えたいので児童から名称を募集する。

**ゴミの分別収集について** ・児童にもゴミの分別について理解させてほしい。

**あいさつについて** ・地域との連携が大切。

・大人が声をかけると児童もあいさつを返すようになる。

**英語学習について** ・物おじせずに話せるようにする目的で実施している。日本語を大切にすることも忘れないでほしい。

**保護者への啓発活動** ・学校に関心をもってもらう。

・してはいけないこと、してよいこと。して欲しいこと、

して欲しくないこと など、小学生の間にしつけてほしい。

**事件について** ・最近の不審者、自販機荒らし、電話番号聞き出しの3件について。

「校長室つうしん」の発行は不定期であるが、学期に1回は学校評議員に持参して児童の様子について話を直接聞いたり、その他の会合で会ったときに情報交換をしたりするよう心がけている。また、学校行事等についても別途案内を出すようにしている。

5 活動の成果

学校評議員からの意見や提言を基に、西山海岸清掃や地域清掃においてごみの分別収集に取り組んだ。実際に、海岸清掃を実施して夏に利用するであろう海岸にたくさんのごみが打ち上げられている様子に児童はびっくりしていた。

また、あいさつ運動については、次のような案内を配付してお願いし、PTAが主催し、地域の方々と教職員が協力して実践している。

### 【あいさつ運動のお知らせ】

本校PTAでは、三学期最初の第7回目の「あいさつ運動」を1月8日（木）に開催します。

つきましては、三学期の最初の始業式の日、しかも新年最初に登校する日でもありますし、新しい年、新しい学期に胸をふくらませ登校する子どもたちに、あたたかい声かけをよろしくをお願いします。

ぬくもりのある家庭・学校・地域を創りあげていく為にも必要不可欠な心と心をつなぐ「かけ橋」の「あいさつ」でありますので、平日のしかも早朝の忙しい時間帯、吹く風が肌をさす季節ではございますが、なにとぞ、趣旨ご理解下さいましてご協力をお願い申し上げます。

1 日時 平成16年1月8日（木）午前7時30分より午前8時まで

2 場所 校区内通学路4か所（省略）

3 実施方法

- \* 上記の校区内通学路4カ所にて交通指導（道路横断）を含めたあいさつ運動を実施します。
- \* 4カ所には、誰でも気楽に参加できるようにPTA執行部の役員を配置しています。
- \* 参加される方は、担当の役員よりタスキと安全横断旗を受け取ってください。
- \* 参加が出来ない方は、当日はあいさつ励行運動の日という認識で、登校班の集合場所や近所の通学路でもかまいませんし、子どもを送り出すときに「大きい声であいさつするんよ！」との働きかけ等出来る範囲のご協力をお願いします

## 6 反省点と今後の課題

地域の意見が集まりやすい方に学校評議員になっていただいているので、もっと地域に周知して、いろいろな意見を聞いてもらうようにし、学校に情報が集まるようにしなければいけないと考えている。その活用方法については模索中であるが、その情報を基に学校で検討し、必要なことは取り入れるよう配慮していかなければならない。

また、それらの情報を基にどのように改善に生かしたのか、その結果についても地域に返して、学校を理解していただくことが大切である。そのために、「学校だより」「校長室つうしん」等を通じて地域へ発信し、より一層地域に開かれた学校づくりに努めていきたい。



西山海岸清掃に協力いただいた地域の方々



西山海岸清掃におけるごみの分別

## 7 小・中学校合同で学校評議員会を開催した実践

岩国市立岩国小学校

### 1 学校の概要

- (1) 特色 明治2年に岩国藩学校として設立されたという歴史と伝統をもち、錦帯橋や城山など郷土のよさを取り入れた教育活動を展開している。
- (2) 教育目標 社会の変化に主体的に対応できる心身共に健康な児童の育成
- (3) 児童像
  - い 意志の強い子(学ぶ力・燃える心)
  - わ 和を大切にする子(広い心・温かい心)
  - く 工夫して取り組む子(創る力)
  - に 忍耐強くたくましい子(生き抜く力)

### 2 学校評議員の構成等

- (1) 設置年度 平成14年度
- (2) 人数 5人
- (3) 構成 幼稚園長代表 P T A 代表 地区青少年育成協議会代表  
地区子ども会育成連合会代表 自治会連合会代表

### 3 学校評議員への情報提供

- (1) 学校評議員会での情報提供
  - ・学校経営概要について
  - ・給食の試食について
- (2) 個別通知による情報提供
  - ・学校公開について
  - ・学校だより 等

### 4 小・中学校合同評議員会の開催

- (1) 趣 旨 小・中学校相互及び小・中学校と地域、関係機関等とのより一層の連携協力を深めることを目的とする。
- (2) 日 時 平成15年5月27日(火)11時～13時
- (3) 場 所 岩国小学校 校長室
- (4) 出席者 幼稚園長代表 小学校 P T A 代表  
地区青少年育成協議会代表 地区子ども会育成連合会代表  
地区自治会連合会代表  
元中学校母親委員(元高校 P T A 会長) 主任児童委員
- (5) 次 第 開会あいさつ(小学校長)  
自己紹介

学校経営概要説明（小・中学校）  
意見交換等（給食の試食を兼ねる）  
閉会あいさつ（中学校長）

## 5 活用の成果

### （１）連携の拡大

小学校及び中学校の学校評議員が一同に会することにより、小学校と中学校の連携だけでなく、各学校評議員の職種により幼稚園、中学校、高校、関係団体並びに地域との連携へと連携の輪が拡大した。

### （２）学校経営・運営の理解

小学校及び中学校の学校経営概要説明により、小学校及び中学校それぞれの取組みを理解していただいた。特に小学校においては、6年生への教科担任制の導入と少人数指導並びに学校公開、中学校においては、少人数指導、市教委指定読書推進校と職場体験並びに学校公開についての理解と協力が得られた。

### （３）学校公開の周知

小学校の学校公開では、校区内のK幼稚園の年長組が参加を計画した（当日は雨天のため園児の参加はできなかったが、次年度の計画のため園長と教諭2名が参加した）。中学校の学校公開においても、保護者だけでなく地域の方々の参加があった。

### （４）給食に対する理解

献立の豊富さや栄養のバランスの良さ、学年に応じた分量や食品アレルギーの児童生徒への対処、地産地消の推進について協議され、理解が深まった。

## 6 反省点と今後の課題

### （１）反省点

#### ア 開催日の設定

初めてのことであり、小学校及び中学校の全学校評議員の出席を望んだが、各評議員の仕事の都合等で、全員出席とはならなかった。

#### イ 会議の進め方

第1回目の学校評議員会のため学校からの説明が主となった。

#### ウ 欠席した学校評議員への配慮

欠席した学校評議員へは会議の資料等を郵送したが、面談して説明をした方がよかった。

### （２）今後の課題

#### ア 協議の活発化

反省点でも記述したが、学校評議員会では学校からの説明が主となり、協議が深まりにくいところがあったので、学校評議員の意見を事前聴取する等、協議を活発化する工夫が必要である。

#### イ 提言・意見の活用

日常的に情報を提供することに心がけ、適切な学校評価に基づいた意見や提言を受け、学校の活性化につなげたい。

## 8 学校評議員とPTA役員との合同会議を開催した実践

玖珂町立玖珂中学校

### 1 学校の概要

本校は1町1中学校で、生徒数317人、学級数11学級の中規模校である。山林や田園に囲まれ、人情味にあふれた協調性の高い地域であったが、近年、交通の利便性や住環境の良さから新興住宅地や商業施設が増加し、価値観が多様化するとともに、堅実な生活感覚が希薄になった面も否定できない。生徒たちは、明るい性格であるが厳しさに欠ける面も見受けられ、生徒指導上、困難さを伴う場面もある。地域から温かい励ましや協力もいただくが、自転車の交通マナーがよくないこと等に対して生徒指導の在り方について指摘を受けることもある。

### 2 学校評議員の構成

玖珂町では、平成14年4月1日に学校評議員が設置された。設置要項では5人以内とあるが、現状は3人（自営業者2人、看護婦1人）に委嘱をし、下記の各役割を担っていただいている。

経済や地域社会に明るく、進路指導や地域連携に関する助言

本校の状況に精通し、学校改善の本質を突いた助言

母親の意見を代弁し、全ての生徒一人一人に配慮した教育についての助言

### 3 昨年度の学校評議員の活動の実態と課題

設置初年度は、学校評議員会は1回のみで、各評議員に適宜、個別に情報を提供し、意見聴取することが中心であった。しかし、個別に意見をいただく形であったため、実態の改善に十分には結びつかなかった。一方、PTA役員は計画的に会合を行い、学校経営に具体的な協力をいただいていた。例えば、学校事故の対応についての保護者からの苦言に際し、PTA役員が仲介の労をとってくださり解決に至った場合もあり、学校評議員にも学校運営への意見聴取とともに、具体的な協力を得たいと考えた。

### 4 学校評議員会とPTA執行部会議の合同開催

今年度は、まず4月に学校評議員会を開き、学校の状況をつぶさに報告して、意見や激励をいただいた。学校経営の参考にはなったものの、PTA執行部役員に比べて、依然として遠慮があると感じた。

学校評議員会を実働組織にし、PTA役員会の長所を生かすために、両者の合同会議を企画した。会のネーミングを「玖珂中学校を良くする意見交換会」として、8月4日18:00～20:00の予定で開催した。学校評議員3名、PTA役員は会長、副会長、監査の5名、そして、学校からは校長・教頭・教務主任・生徒指導主任の4名、計12名で、案内した全員の参加を得た。

(1) 本校の現状について報告

校長が学校の状況について具体的に説明した。生徒の問題行動等についても隠すことなく報告し、質問に応えた。また、生徒指導主任等も補足説明をした。

(2) 学校改善についての意見交換

学校評議員から、生徒の実態がおおむね良好になりつつある現状に満足し、教員の努力を評価する好意的な見解が多かった。反面、教員どうしの意見の相違が生徒に悪影響を及ぼしていたこと。生徒の心を耕すのでなく教師の独断を押しつけているのではないかとの指摘。学校の教育方針が、保護者にかならずしも伝わっていないことなどの苦言もいただいた。

(3) 本校についての外部評価

下記の6項目について、1(劣)～5(優)で評価をしていただき、その平均点を出した。また、自由記述欄には、以下のような記入があった。

学校経営	-----本校は、地域の期待に応える教育をしているか	3.50
学級経営	-----各学級で、生徒主体の効果的な教育をしているか	3.38
授業	-----学習秩序があり、工夫を生かした魅力的な授業か	3.13
生徒指導	-----社会規範を身につけた生徒に育てているか	3.25
校内組織	-----教育活動にふさわしい活気のある教職員組織か	3.13
開かれた学校	----保護者や地域と連携する教育組織であるか	3.00

【自由記述】「家庭でのしつけの重要性」「教員への要望が多すぎる現状を憂慮」「学級内での和づくりが大切」「生徒に対して威厳ある教員の姿勢が大切」「参観日に行っている講演会がよい」「生徒指導面での専門機関との連携が大切」「目先の成績ではなく、人間形成をめざしてほしい」「青少年の健全育成にはスポーツが有効」など

これらの外部評価の結果を参考に、今後の学校運営の改善に生かしていきたい。

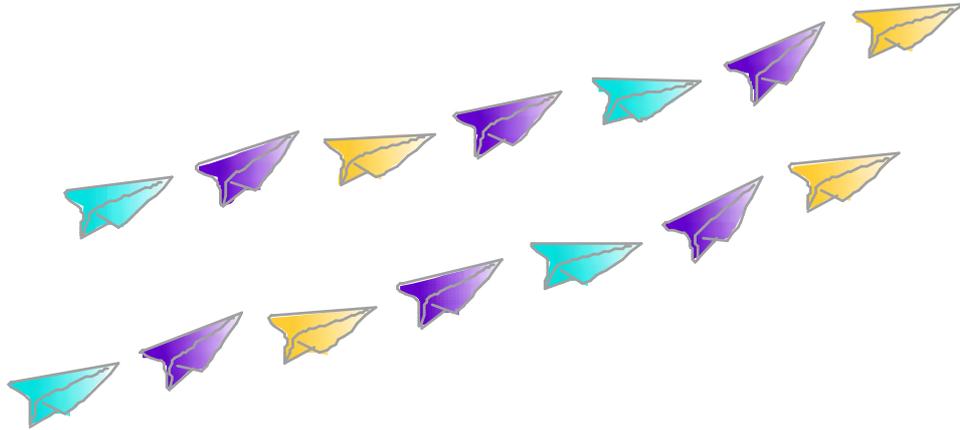
5 合同会議の評価

「玖珂中学校を良くする意見交換会」はメンバー全員の参加を得たが、その主な理由は、合同会議の必要性を度々訴えてきたこと、いまひとつは手前勝手ながらネーミングのよさも一助になったと思う。意見交換の様子は、学校評議員の学校経営への助言とPTA役員の学校支援への具体的な行動との立場の調和がほどよくとれ、参加者全員が遠慮なく活発に発言できた有意義な会議であった。ただし、外部評価については、質問項目の設定や判断材料の提示等、今後検討を重ねる必要がある。

6 活用の成果と今後の課題

合同会議によって信頼関係が深まり、相互に役割分担を尊重しながらも連携を密にして、それぞれが活性化しつつある。とくに学校評議員には、2年生の総合的な学習で職業講話をしていただくなど、教育活動に直接関わっていただくことが増え、成果に手応えを感じている。生徒への具体的な指導法から教育哲学に至るまで種々の助言を学校評議員からいただいているが、学校評議員制度の意義や成果が教職員全体に浸透しているとは言い難い。今後、教職員と学校評議員の懇談も考えてみたい。

# 学校評議員を活用した実践事例



## 高等学校 盲・聾・養護学校

9	学校評議員の協力で地域や関係機関との連携が深められた実践	32
	県立熊毛北高等学校	
10	学校評議員の意見や助言を基に学校運営等の改善を図った実践	34
	県立宇部西高等学校	
11	学校評議員の意見や助言を基に地域との連携を深めた実践	37
	県立山口農業高等学校	
12	教職員へ学校評議員の意見の周知を図った実践	40
	県立宇部養護学校	

## 9 学校評議員の協力で地域や関係機関との連携が深められた実践

山口県立熊毛北高等学校

### 1 学校の概要

#### (1) 学校の特徴

本年度普通科4クラス、家政科1クラス、ライフデザイン科2クラス、在籍生徒数269人(男子22人、女子247人)の普通科専門学科併設の小規模校であり、平成14年度家政科を学科改編しライフデザイン科としたところである。

#### (2) 学校教育方針

校訓「誠実、創造、努力」のもと、「一人一人を大切に」をモットーとして教育相談体制の充実に努めるとともに、ボランティア活動の推進等を通して「地域に根ざした心豊かな人間の育成」をめざす。

### 2 学校評議員の構成等

#### (1) 設置年度 平成13年度

#### (2) 職種等 前育友会長、元育友会長、同窓会長、熊毛中学校PTA会長 周南市熊毛総合支所長、地元会社社長 (計6人)

### 3 学校評議員への情報提供

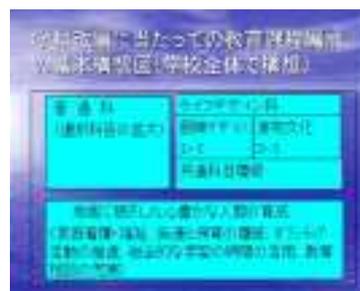
#### (1) 情報提供の内容

- ・生徒の在籍状況と学校生活の状況の概要
- ・学科改編にかかる基本コンセプトと学校の運営方針
- ・学校の特徴(少人数指導、教育相談体制の充実、ボランティア活動への取り組み等)
- ・生徒の教育活動(授業、学校行事、部活動等)への取り組み状況(写真、ビデオ等による)
- ・資格取得状況、進路状況 等

#### (2) 情報提供の方法

郵送で適宜、資料を送付するとともに、学校評議員会を開催し、学校要覧、育友会報、中学生向け学校紹介パンフレット、行事予定表、学校新聞を配付し、それらの説明を行った。

学校評議員会においては、パワーポイント等を用いて、写真、ビデオなどにより、できるかぎり分かりやすく効果的な説明を行うよう心がけている。



### 4 学校評議員の活動状況

#### (1) 育友会など他の組織との連携

##### ア 育友会との連携推進

学校評議員が育友会の研修旅行に参加した際、保護者と意見交換をされ、学校と育友会との連携強化に向けての的確な提言及び側面的な支援をいただいた。

パワーポイントによるスライド例

## イ 周南市社会教育課との連携

ボランティア活動推進のためには、地域でのボランティアに関する情報を効果的に生徒に知らせる必要がある。本年度学校評議員からの提言及び側面的支援により、周南市社会教育課と連携し、地域と学校を直接結び、「ボランティアに関する説明会」を本校において開催することができた。

### (2) 授業参観、学校行事等への参加、意見聴取

授業や学校行事等の参観をお願いし、併せて意見聴取も行っている。文化祭では直接、餅つきなどの活動にも参加していただいた。

### (3) 学校評価への活用

教育目標、教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導、特別活動、部活動、地域との連携等について、意見及び評価をいただいている。



文化祭での餅つきの様子

## 5 活用の成果

### (1) 学校評議員の意見を反映した事項

ア 生徒の基礎学力の充実を図る対策強化についての提言を受け、学校設定科目として「基礎の国語」「基礎の英語」「基礎の数学」を設定した。

イ ボランティア活動への自主的参加を促す対策についての提言を受け、熊毛ボランティアバンクへの登録の積極的な働きかけを行ったところ、平成15年度は、前年度の2倍以上の登録者となった。

ウ 地域の小・中学校との連携の推進についての提言を受け、地元の小・中学校へ本校の介護実習室の活用を働きかけるとともに、本校生徒による小学校への出前の講習会を開催した。

エ 進学対策の充実についての提言を受け、現在、教育課程の再検討を行っている。

### (2) 生徒、教職員の意識の変化

ア 生徒の活動で評議員からプラスの評価をいただいた点を中心に、生徒へその評価を返すことで生徒の活動への励みとなっている。

イ 学校評議員からの意見・提言は、教職員へプリント配布することで周知及び共通理解を図っており、それを基に教職員から学校設定科目の新設など新しい取組みが提案されるなど、教職員に外部からの意見を積極的に生かそうとする姿勢が見られるようになった。

## 6 反省点と今後の課題

(1) 学校評議員もそれぞれ仕事を持っており、学校評議員会の開催や教育活動(授業、学校行事等)の視察についての日程調整がむずかしい。今後の課題である。

(2) 今年度は学校評議員会での協議時間が十分確保できず、内容面で深まりが得られなかったため、今後は協議時間を確保できるように工夫したい。

(3) 学校評議員の活動状況や意見・提言内容、それらを学校運営に反映した事項などを保護者や地域住民に対して公表することなどにより、開かれた学校づくりの一層の推進に努めたい。

## 10 学校評議員の意見や助言を基に学校運営等の改善を図った実践

山口県立宇部西高等学校

### 1 学校の概要

#### (1) 学校の教育目標

創造・実践の校訓の下、すべての教育活動を通じて、以下の人材育成をめざす。

- ア 豊かな人間性と実践力に富むたくましい人間の育成
- イ 個性を伸ばし創造性豊かで主体的に生きる人間の育成

#### (2) 学校の特色

平成10年度から総合学科に改編し、総合学科の教育システムを生かした特色ある教育活動を実践している。

ア 生徒の多様なニーズに応じた特色ある教育課程を編成し、自分の興味・関心、進路希望に応じて学びたい科目を主体的に選択して学習する。

イ 生徒の個性や進路希望にきめ細かく対応し、少人数による分かりやすい授業を展開するとともに、進路実現への支援を図るため、きめ細かなガイダンスを行う。

ウ 生徒の人間性や主体性を尊重しながら、信頼感に基づいて指導するとともに、主体的な学習態度、学ぶ楽しさや達成感を育む。

### 2 学校評議員の構成等

#### (1) 設置年度 平成13年9月1日

- (2) 構成
- 社会福祉法人園長（事業所の立場）
  - 地元自治会長（地元自治会の立場）
  - 中学校PTA副会長（地元中学校の保護者の立場）
  - 同窓会会長・農園園主（同窓会及び農業経営者の立場）
  - 親師会（PTA）会長（保護者の立場）

### 3 学校評議員への情報提供（説明）内容

学校評議員に対しては、学校の教育方針をはじめ、各種教育活動の状況について情報を提供している。この場合は、学校評議員会において校長が説明する。

また、学校行事を通じて御意見等を伺う場合、あるいは、個別のテーマで御意見を伺う場合は、案内状を送付したり、個別に連絡したりするなどの方法をとっている。

### 4 学校評議員の活動状況

#### (1) 校内研修会への参加

夏季休業中に、教職員の綱紀保持に係る校内研修会を実施した。テーマは、これ

からの教育公務員や学校の在り方、不祥事等の背景や再発防止に向けての具体的防止策、とした。議論に客観性をもたせるため、学校評議員に参加を要請した。貴重な御意見をいただいた中で、「先生方を信頼している」という発言が教職員の心に深く刻まれた。

#### (2) 学校行事への参加

3学期に、1年次生の科目「産業社会と人間」の学習の集大成となる「ライフプラン発表会」及び総合学科の学習の集大成ともいえるべき3年次生の科目「課題研究」の発表会・展示発表会を実施している。両科目とも、総合学科においては、生徒の主体的な学習態度やコミュニケーション能力を育成する極めて重要な科目である。

学校評議員に対しても、特色ある教育活動を理解してもらうために、案内状を送付した。忙しい中に参加していただき、適切な提言、感想等をいただいた。

#### (3) オープンスクール(授業公開)の実施

親師(P T A)会長でもある学校評議員から、平素の授業を参観したいとの要望があった。早速検討し、今年度は、保護者を対象にオープンスクールを実施した。

実施時期は、11月5日から7日までの3日間、場所は、授業の展開されている全学習場所とした。延べ30人の参加があった。参加者の感想は、大変好評であり、継続して実施する予定である。できれば、来年度はもう少し早い時期に実施し、学校評議員全員に対して参加を要請したい。

#### (4) 生徒対象の講話

「産業社会と人間」の授業では、現実の産業社会を理解し、自己の在り方生き方に資するため、事業所、大学、福祉施設等での見学・体験学習を実施するとともに、経験豊かな各界の外部講師による講話も設定している。

その一環として、学校評議員に「私の歩んだ道」というテーマで、1年生240人を対象に講話をお願いしたところ、快く引き受けていただき、農園の経営者として歩んできた生き方について、体験に基づく貴重な人生論を話された。生徒たちは、熱いメッセージを真剣に受け止めていた。

#### (5) 地域や関係機関との連携

ア 本校の通学路として、学校直近のアクセス道路は二箇所あるが、そのうち、一箇所は一般住宅の間を通る細い坂道である。この道路を地元の車や生徒の自転車が往来するため、非常に危険である。

学校評議員である地元自治会長から、この道路の路面に「カーブ注意」「上り下りの矢印」を書き示すことを宇部市に要望したいとの申し出があり、学校評議員、校長、地元市議の連署で市側に要望したところ、連携の効果が上がり実現した。

これを契機として、もう一方の市道でない道路には、学校が路面に白線と速度制限の表示をした。

イ この他にも、通学路への街灯の設置や歩道の改修など、学校評議員や地元市議の

協力があり、本校生徒の通学路の改善が実現した。

ウ また、通学時の生徒の自転車のマナーについて、学校評議員から苦言があった。直接生徒にお話をさせていただくよう要請したが、辞退されたので、生徒の注意を喚起する文書を提出していただき、生徒集会で地元住民の方の提言として生徒に紹介し、効果的な指導ができた。

#### (6) 学校評価への活用

総合学科に改編後、5年目に当たる平成14年度に、これまでの本校の総合学科の教育推進の総括として、総点検型の「学校改善のためのアンケート調査」(学校評価)を、生徒・保護者・教職員を対象に実施し、冊子にまとめた。この結果を踏まえ、今年度の各分掌・学年・系列の年度目標を立てて、更なる前進をめざしている。

この結果については、保護者に公開するとともに、学校評議員にも公開し、意見を伺った。各評議員から厳しい指摘も含め貴重な御意見をいただいたが、いずれの方も学校評価を実施し公表した学校の姿勢を高く評価された。

### 5 活用の成果

平成13年度半ばから学校評議員制度を導入したが、これまで様々な形で学校評議員との関わりをもち、学校運営に貴重な御意見をいただくことができた。活用の成果として、以下の4点が挙げられる。

- (1) 積極的な情報提供・説明や協力をお願いしたことにより、学校の教育活動の理解と、側面からの温かい応援をしていただいた。
- (2) 校長の諮問だけに止まらず、教職員への激励や叱咤の言葉を通じて、教職員の本校教育に対するさらなる意識の高揚につながった。
- (3) 生徒に対しても、各種行事に参加された感想や提言、講話等を通じて外部からの評価や指導をしていただいた。
- (4) 生徒の安全上の問題などに関して、外部機関への働きかけを学校評議員と協働することによって、改善が図られた。

### 6 反省点と今後の課題

学校評議員に学校の教育目標や方針を理解してもらうには、口頭での説明だけでは、不十分であり、具体的な活動を見ていただく、あるいは数値で具体的に示すことが重要であると感じる。今後も、できるだけ学校の内部に入らせていただき、その上で、意見を伺うことが学校運営にとって効果的である。

今年度で、5人の学校評議員のうち、4人の任期が満了するため、新たな学校評議員を委嘱しなければならない。これまで学校運営に多大な貢献をしていただいたことに学校として心から感謝している。新しい学校評議員には、生徒の出口の問題や卒業後の生徒の動向に係る意見等もうかがっていきたい。

## 1 1 学校評議員の意見や助言を基に地域との連携を深めた実践

山口県立山口農業高等学校

### 1 学校の概要

本校は明治18年に山口県山口農学校として開校し、平成17年度には創立120周年を迎える全国的にも屈指の農業高校である。卒業生はこれまでに約2万4千人を数え、「本校の歴史と伝統を継承し、知・徳・体の調和のとれた発達を促し、望ましい勤労観・職業観をもち、創造性に富む実践力のある生徒の育成を目指す」を基本方針とし、将来の農業経営者及び関連産業技術者の育成に取り組んでいる。

### 2 学校評議員の構成

(1) 設置時期 平成13年11月

(2) 構成 5人

保護者、農業関係団体関係者、企業関係者、学識経験者、同窓会関係者

### 3 学校評議員への情報提供(説明)内容(平成15年度)

(1) 在籍生徒、保護者及び中学生向けの学校紹介資料等を郵送により情報提供した。

#### 送付資料

平成15年度「学校要覧」

平成15年度「山農だより」(生徒、保護者向け)

平成16年度入学生用「キャンパスガイド」(中学3年生向け学校紹介)

(2) 学校評議員協議会において資料をもとに説明した。

#### 説明資料

平成15年度「チャレンジ目標」(進行管理)

平成15年度「山農だより」(生徒、保護者向け)

平成15年度「シラバス」

平成16年度入学生用「キャンパスガイド」(中学3年生向け学校紹介)

県立学校における学校評議員の設置状況調査結果(文部科学省調査H15.7.1)

「学校評価」及び「学校の情報提供」実施状況調査結果(文部科学省調査H15.8)

「県立高校将来構想検討協議会」発表資料(H15.11.18)

### 4 学校評議員の活動状況

(1) 平成13年度

ア 学校評議員協議会の開催(平成13年11月9日(金)14:00~16:00)

各部（総務、教務、農場、生徒指導、進路指導、保健体育、図書・視聴覚、教育相談、人権教育、舎務(寮)）から現状等について説明

協議

- ・農業後継者の育成について（農業高校と農業大学校との連携など）
- ・企業側から見たインターンシップの実施意義について
- ・環境教育の重要性について
- ・開かれた学校づくりの実現について（保護者の授業や学校行事等への参加、開放講座の充実、インターネットの活用等）
- ・学校間連携（小・中・高の連携）の在り方について 等

イ 学校運営全般にわたる諸課題の解決に向け、運営委員会や職員会議において学校評議員の意見を参考にしながら検討した。

## （２）平成14年度

ア 学校評議員協議会の開催（平成14年7月27日（土）10:00～12:00）

本校の教育活動の現状、新学習指導要領の改訂内容、完全学校週5日制等について説明

協議

- ・平成16年度入学生からの学科改編に向けた取組み状況について
- ・本校に隣接して建設が予定されている場外馬券売り場（JRA）について

イ 教職員校内研修会の開催（平成14年8月21日（水）15:30～16:30）

学校評議員を講師として招き、「教職員の綱紀保持について」をテーマに、教職員を対象にした校内研修会を開催した。

ウ 学校運営全般にわたる諸課題の解決に向け、運営委員会や職員会議において学校評議員の意見を参考にしながら検討した。

## （３）平成15年度

ア 在籍生徒、保護者及び中学生向けの学校紹介資料等を郵送により情報提供した。

イ 学校評議員協議会の開催（平成15年12月2日（火）14:00～16:00）

各部（総務、教務、農場）からの資料をもとに教育活動全般の現状等について説明

協議

- ・チャレンジ目標の運用等について
- ・専門教育の充実に向けた取組みについて
- ・生徒理解の在り方等について
- ・学校評価の在り方等について
- ・学校評議員の今後の取組みについて

ウ 学校運営全般にわたる諸課題の解決に向け、運営委員会や職員会議において学校評議員の意見を参考にしながら検討した。

## 5 活用の成果

- (1) 本校における学校運営全般に関する課題解決に向け、幅広い観点から示唆に富んだ指摘をいただき、開かれた学校づくりに向けた取組みをより一層推進することができた。特に、学科改編の在り方や学校評価の実施方法などについて、学校評議員からの意見を踏まえながら検討を進めたことは、「地域に根ざした農業高校の実現」に向け、貴重な取組みの一つとなった。
- (2) 学校評議員からの提案や支援がきっかけとなり、近くの小学校の全学年の児童と本校生徒との交流活動や地元中学校の2年生全員による総合的な学習の時間を活用した連携活動を実施することができた。このことにより、同じ地域にある小学校・中学校・高等学校が連携協力して行う学校間連携がより一層充実し、発達段階に応じた勤労観や職業観の育成など、キャリア教育の充実を今後どのように進めていくべきかなどについての実践活動の充実が図られた。



小学校との交流活動



中学校との連携活動

- (3) 学校評議員からの提案により、本校生徒の進学先である農業大学校との連携協力体制の強化が図られた。このことにより、両校の教職員の協力関係が充実し、本校の教員研修の機会が拡大するとともに、山口県内の農業後継者の教育支援体制の強化が図られた。
- (4) 学校評議員による幅広い視点に立った講演会を開催し、一人一人が改めて教職員としての自覚をもつことができ、綱紀保持の充実が図られた。

## 6 反省点と今後の課題

- (1) 効果的な情報提供の在り方について

学校評議員が高等学校の現状を正確に把握することが重要であることから、生徒や保護者への配布資料の送付や学校行事への出席依頼など、効果的な情報提供の在り方について検討する必要がある。

- (2) 職員会議等への参加について

学校運営全般を協議する場である定例の運営委員会や職員会議等に学校評議員の参加をお願いすることにより、開かれた学校づくりのより一層の推進を図る。

- (3) 学校評議員制度に係る運営費の充実について

開かれた学校づくりのより一層の推進に向け、学校における学校評議員が参加する協議会実施のための旅費や学校評議員の方々を対象にした研修会等の運営費の充実について検討する必要がある。

## 1 2 教職員へ学校評議員の意見の周知を図った実践

山口県立宇部養護学校

### 1 学校の概要

本校は、昭和40年に山口県下初の養護学校「山口県立養護学校」として小・中学部をスタート、43年には高等部を設置して「県立宇部養護学校」に改称。その後、分校や病院内学級を開設するなど、県下の特殊教育のパイオニア的存在として発展してきた。

現在、児童生徒数200有余名が在籍する全国有数の大規模校であり、県下の特殊教育の中核的な役割を担っている。

本校では、大規模校ながら少人数学級の特色を生かし、児童生徒一人一人の特性に応じたきめ細かな教育に取り組んでいる。また、遠隔地や様々な障害により通学できない児童生徒のために訪問教育を行い、寄宿舎も設置している。

### 2 学校評議員の構成

#### (1) 構成

構 成	12年度	13年度	14年度	15年度
地 区 自 治 会 長				新
育 友 会 ( P T A ) 会 長		新		新
地 域 公 共 施 設 長			新	
障 害 ( 児 ) 者 施 設 長		新		
関 連 企 業 社 長				
関 連 公 共 機 関 役 員				新

( = 男性      = 女性      新 = 新規 )

#### (2) 人選にあたっての留意点

- ・主として近隣の有識者としている。
- ・女性を1人以上委嘱し、原則として毎年委員の若干名を交替する。

### 3 学校評議員への情報提供内容

- (1) 学校教育目標・学校活動等の報告(学校要覧による)
- (2) 小・中・高等部の各教育課程について
- (3) 本校の特色ある取組み(交流教育、寄宿舎生活、ALT授業)
- (4) 学校給食献立の基本 等

### 4 学校評議員の活動状況

- (1) 年1回の会合を開き、「校内見学」、「授業参観」、「学校概要・教育課程」の説明、「よりよき学校づくり」についての協議、意見交換を行った後、「給食試食会」を開いている。(学校出席者：校長、教頭、事務長、小・中・高各部主事)
- (2) 後日、学校評議員から書面で「学校評議員意見・提言」を受けた。

### 5 活用の成果

- (1) 学校評議員から出された「意見・提言」の要旨をまとめ、『学校評議員9つの意見・提言』として全教職員に報告し、活用についての周知を図るとともに、学校改革・改善

に役立てている。

- (2) 障害児にとって健康の維持・増進や食習慣の形成などに関わる学校給食のもつ役割は大きく、学校評議員による給食試食会を開いて意見を伺った。このことが後日の保護者による試食会に発展、障害児の食についての保護者の関心を喚起させることとなった。

## 6 反省点と今後の課題

- (1) ボランティアとして依頼していることから、学校評議員は主として近隣者が対象となり、人材に限りがあるので、地域人材の情報収集に努める。
- (2) 協議・意見交換については、障害児教育に関わる専門的な話題となりがちであり、発言者や論点が限られてくるので、その内容について工夫する。
- (3) 職種の異なる5人の日程調整が極めて難しく、開催時間帯などの工夫をする。

### 学校評議員『9つの意見・提言』

#### 1 「教育の基本」

教育の基本は、人間としての命の尊厳や重大さであり、社会に対しての使命と位置付けであり、多くの有益な知徳を享受させることであると考えます。

#### 2 「P.T.とのコミュニケーション」

障害児の教育をつかさどる本校では、取り分けてPTAのコミュニケーションが重要である。教育担当者は力の加減を悔ることなく、保護者は感謝の念を忘れず、地域社会はよき理解者としての環境作りに努めることが肝要である。

#### 3 「心重視の社会を目指して」

「21世紀は物から心への変革の世紀」であり、物重視の考え方から心重視の社会への移行を心がけていかなければならない。ここにおいては障害という個性を持った人達の役割は大きく、重度障害を持った人も住み易く、それぞれの個性が価値として認識されるような社会になるなら、その時こそ真の心優しい社会の到来と言える。養護学校は最前線にあり、生徒一人一人の個性を生かし価値あるものとするために真剣な論議の必要がある。

#### 4 「交流促進」

障害者に対する差別、偏見を無くすためには、ノーマライゼーション理念の啓発はもとより、障害者と地域住民との積極的な交流促進を図り、「共に生きる」体験を重ねることが重要である。

#### 5 「地域で子どもを育てる」

校区には三世交代を目的とした行事もあり、地域のボランティア団体との連携を図るなどして、養護学校と地域が共に企画する催し等も考えられるのではないかと。

また、運動会や学習発表会等への参加を地域住民へより広く呼びかけることがさらなる学校理解・学校紹介につながるものであり、地域を積極的に活用すべきである。

#### 6 「人権の尊重」

人権の時代と言われる今、一人一人の個性や違いを尊重し合い、支え合いながら人生を如何に豊かなものにしていくか、それぞれが自らの問題として認識すべきである。

#### 7 「保健・衛生への留意」

教室での給食については、児童生徒の実態に合わせた工夫が見られるが、保健・衛生面への配慮、環境や器具等、今後一層の整備充実が図られるとよいように思う。

#### 8 「医療的対応について」

養護学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒の対応についての論議が活発化しているが、様々な医療的対応など、養護教諭を中心に日頃からの研修を進められるとよいのではないかと。

#### 9 「温もりのある教育の推進」

宇部養護学校では、教室での先生と児童生徒のふれあいに家庭的な温もりがあり、そこには両者の自然な共生が見られる。今後この方向性の維持の上に、校長を核としたよりきめ細かな教育、支援の推進を願う。

## 学校評議員活用Q & A

### Q 1 学校評議員制度の導入の趣旨は何ですか？

学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていくためには、今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。そのため、

- (ア) 学校運営に関し保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること
- (イ) 学校運営に保護者や地域住民の協力を得ること
- (ウ) 学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていくことができるようにする観点から、学校評議員制度が導入されました。

### Q 2 学校評議員制度とは、どのような制度なのですか？

学校評議員は、校長が、その必要に応じ、自ら行う学校運営に関し保護者や地域住民等の意見を聞くものであり、諸外国で導入されている諮問機関に位置付けられるものや、学校運営について責任をもって決定する学校理事会のようなものとは制度的に異なります。つまり、校長が行う学校運営に関し、“学校外の意見を聴取する機関”という性格を有するもので、この意味で、学校評議員は、校長の学校運営を支援するものであると考えられます。

### Q 3 どのように学校評議員から意見を求めるのですか？

学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じて意見を述べるものとしています。このため、校長は、自らの判断により必要と認める場合に意見を求めることとなります。その際、学校評議員に対し、学校の活動状況等について十分説明しておくことが必要です。

また、学校評議員は、多様な意見を幅広く求める観点から、合議制の機関ではなく、一人一人がそれぞれの責任において意見を述べるものとしています。ただし、設置者の定めや校長の判断により、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して意見交換を行い意見を述べる機会を設けることもできます。

### Q 4 学校評議員に、どのような意見を求めるのですか？

学校評議員は、校長が行う学校運営に関して意見を述べるものですから、その意見を求める事項については、校長の権限と責任に属するものです。

学校評議員に意見を求める事項としては、例えば、学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などといった学校運営の基本方針や重要な活動に関する事項が想定されますが、具体的にどのような事項に関し意見を求めるかについては、校長自らが判断するものです。

## Q 5 学校評議員には、どのような人を選べばいいのですか？

学校評議員は学校運営に関して意見を述べるものですから、学校教育の一層の改善により教育の振興を図ることに対して理解があることが必要です。それとともに、責任ある判断に基づき意見を述べる必要がありますから、教育に関する識見をその要件とします。ただし、学校運営に関する専門的知識や経験等に基づく意見を求めることを目的とするものではありませんから、学識経験等を要件とするものではありません。

なお、このような観点から、学校評議員は、保護者や地域住民等を委嘱するもので、児童生徒を委嘱することは想定していません。

## Q 6 学校評議員の守秘義務はどうなっていますか？

学校評議員には法令上の守秘義務は課されませんが、市町村教育委員会は委嘱の際に、職務上知り得た秘密や個人情報などの守秘義務に関して規定しておくことが必要です。

また、学校は、実際の運用に当たり、意見を求める事項を決定したり資料を作成する際に、個人のプライバシーの保護などに十分配慮する必要があります。

地域に開かれた学校づくりを進め、学校と家庭や地域との連携を深めるという観点から、学校評議員の発言や会議等を公開することが望ましいのですが、個人のプライバシーの保護等に関して、十分に配慮することが必要です。

## Q 7 学校評議員とPTAとの関係はどうなっているのですか？

学校評議員は、法令上、学校の組織の一部として位置付けられるものですが、PTAは、学校組織とは別個に独立した、学校・家庭・地域をつなぐ社会教育団体として位置付けられています。このため、それぞれの活動の趣旨を生かしながら、様々な形で学校と家庭や地域との連携をより一層緊密なものとするのが大切です。

なお、PTA等の関係者を学校評議員として委嘱することにより、互いの活動の連絡連携を図っていくなどの運用上の工夫も考えられます。

## Q 8 学校評議員制度の活用により、どのような効果があるのですか？

学校評議員制度の活用によって、次のような効果が期待できます。

特色ある学校づくりへの取組み

校長が、保護者や地域の方の意見や意向を聞いて、教育方針や計画などを決定し、地域に信頼される特色ある学校づくりを進めていくことができます。

「総合的な学習の時間」などへの支援

「総合的な学習の時間」などで、地域の方々の協力を得て行う体験的な学習を行うことができます。

子どもたちの地域ぐるみの健全育成

青少年健全育成など、地域全体として子どもを育むことがより可能となります。

地域の行事や施設などとの連携

地域の様々な行事や施設と連携・協力した活動を進めることができます。

【参考資料】

## 山口県立高等学校等学校評議員設置要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和32年山口県教育委員会規則第2号）第15条の9第4項の規定に基づき、学校評議員に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### （構成及び推薦）

第2条 学校評議員は、5名程度とする。

2 学校評議員は、地域住民や保護者等の中から、人格が高潔で、教育に関する理解及び識見を有するものを校長が推薦し（別記1号様式）、教育委員会が委嘱する。（別記2号様式）

### （任期）

第3条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。ただし、3年を限度として再任することができる。

2 欠員が生じた場合は、前条の手続きにより新たに学校評議員を補充することができる。ただし、当該学校評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （役割）

第4条 学校評議員は、校長の求めに応じて、教育目標や教育活動の計画、学校と地域社会の連携の進め方など、校長の行う学校運営に関して、意見を述べ、助言を行う。

### （評議員会）

第5条 校長は、必要があるときは、学校評議員からなる学校評議員会を招集することができる。

### （守秘義務）

第6条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### （補則）

第7条 本要綱に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

## 山口県立高等学校等学校評議員設置要綱の運用について

このたび、「山口県立高等学校等の管理に関する規則」（昭和32年山口県教育委員会規則第2号）の一部が改正されるとともに、「山口県立高等学校等学校評議員設置要綱」が制定され、平成12年4月1日から施行されることとなりました。

については、下記の点に留意され事務処理上遺漏のないようお願いします。

### 記

#### 1 構成及び推薦（要綱第2条関係）

- (1) 学校評議員の人数は、5名を基本とし、地域の実情や学校実態等の諸条件を勘案し、校長が決定するものであること。
- (2) 校長は、学校評議員に学校運営に関する専門的知識や経験等に基づく意見を求めることを目的とするものでないことから、保護者、地域住民等の幅広い人材の中から推薦するものとする。
- (3) 学校評議員は、学校の外部から学校運営に関する意見を述べるものであることから、当該学校の職員や児童生徒を委嘱することは適当ではないものであること。
- (4) 県教育委員会の委員や教育長その他の職員は、当該学校の設置者としての立場からその管理運営に直接又は間接に関係するものであり、学校評議員として委嘱することは制度上なじまないものであること。

#### 2 任期（要綱第3条関係）

学校評議員は、校長が保護者や地域住民等の多様な意見を把握し、学校運営に反映する観点から、同じ者が長期にわたり学校評議員を続けることは望ましくないため、3年を限度とするものであること。

#### 3 役割（要綱第4条関係）

- (1) 学校評議員は、校長が行う学校運営に関し意見を述べるものであることから、その意見を求める事項は、校長の権限と責任に属するものであること。
- (2) 校長は、学校評議員の意見に資するよう、学校評議員に対し、学校の活動状況等について十分説明することが必要であること。

#### 4 評議員会（要綱第5条関係）

- (1) 校長は、学校評議員の役割などについて説明を行い、意見交換を行う等のために学校評議員会を招集することができるものとする。
- (2) 学校評議員は、多様な意見を幅広く求める観点から、合議制の機関ではなく、一人一人がそれぞれの責任において意見を述べるものであるため、学校評議員会は、学校教育に関する地域住民等の意思形成や調整を行うものではないこととする。

#### 5 守秘義務（要綱第6条関係）

学校評議員は、学校運営の機密事項に関わる場合もあり、また児童・生徒のプライバシー保護の観点からも、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。